

■「中間報告」へのご意見及び審議会の考え方 一覧(パブリックコメント)

	分類	ご意見等	審議会の考え方 (案)
1	第1章	「2 仙台市の動向」で、エル・パーク仙台及びエル・ソーラ仙台の見直し問題について述べられているが、結果として「2館体制を基本に必要な機能を維持しつつ、エル・ソーラ仙台の面積縮小」したことについて、男女共同参画推進の立場から仙台市がどう考えたのかが見えない。	エル・ソーラ仙台の見直しについては、市が平成22年に意見交換会や説明会を開催し、市民の皆さまにお示ししたとおり、「面積を縮小し管理運営費用を縮減する一方で、相談・支援機能を拡充するとともに、情報提供・交流・学習等のサービスの向上させる」という基本的な考え方に基づいて行われたものと、審議会では認識しております。ご意見を踏まえ、第1章の「2 仙台市の動向」に追記いたします。
2	第2章	現行プランの重点課題1にある「女性人材リスト」は初めて聞いた。また、「審議会の委員公募制」については全く知らなかった。多様な人材と言いつつ、一般市民にはなかなか情報もない。情報があれば参加したい。	「女性人材リスト」は、市内及び市近郊で、様々な分野で活躍されている女性有識者等の情報をまとめたもので、市の附属機関等の委員選定の際に、市内部で活用しているものです。審議会等委員の公募制については、多様な人材の市政への参画という観点から、市が従来より行っている取り組みであり、募集時には市政だよりや市ホームページ等で、市民の皆さまに広くお知らせしていると報告を受けております。
3	第2章	男性の介護への参画促進のための講座開催に係る記載の中に「男性が参加しやすい時間帯」とあるが、違和感を覚える。男性は深夜まで働き、女性は主婦か補助的な仕事で時間の都合がつく、という偏見ではないか。	生産年齢人口に占める男性の就業率は8割を超えるなど、男性は日中就労をしている方が多い実情を踏まえて、市では夜間や土日に講座を開催している、という趣旨であるととらえています。
4	第4章 基本目標2	仙台市図書館が、男女共同参画分野の情報や資料を共有できるネットワークを、仙台市全体に張り巡らせてはどうか。 ・各市民センターと児童館の図書室を、仙台市図書館の分室とする。 ・エル・ソーラ仙台の図書室は、男女共同参画専門の拠点館とする。 ・市民センターや児童館などで最新の資料を提示・貸借できる図書館ネットワークを構築する。 ・せんだいメディアテークと同様、各分館は仙台市直営として図書館ネットワークに位置付け、専門の司書を配置する。 など	男女共同参画への理解を促す教育及び広報・啓発は、全ての取り組みの根幹をなす基盤的な施策であり、基本目標の一つに掲げているところです。エル・ソーラ仙台の市民交流・図書資料スペースは、男女共同参画に関する情報提供の拠点として、大きな役割を担っているものと考えております。市の図書館施策への具体的なご提案については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。
5	第4章 基本目標2	「男女共同参画への理解」の中には、性的少数者をはじめとする多様な性のあり方についての理解も含まれることを明記してほしい。多様な性のあり方は、まだまだ社会に広く認知されているとはいえ、理解の促進が強く求められるところである。具体的な文言で盛り込んでいただくことで、より一層理解を押し進めていただきたい。	多様な性のあり方についての理解の促進は、人権尊重の観点から重要性を認識しており、基本目標6において、こうしたことを理由とした社会的偏見や差別をなくすための取り組みの必要性を明記しております。男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている固定的な性別役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定観念及び偏見が、最も大きな課題となっていることから、基本目標2は、こうした視点を中心にまとめております。
6	第4章 基本目標2	仙台市職員に対し、性的少数者をはじめとする多様な性のあり方についての理解を深める研修を実施することを明記してほしい。まず、仙台市職員が、男女共同参画はもちろんのこと、多様な性のあり方について理解を深めることは、対市民の業務において重要となるのみならず、仙台市職員の中にも性的少数者は存在することから、多様な性のあり方が尊重される職場環境を、市の組織の中で率先してつくりあげていくという意味でも、必要なことである。具体的な文言として盛り込んでいただき、「基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画」と併せ、高い人権意識を持った職員の育成に取り組んでいただきたい。	仙台市職員が率先して、多様な性のあり方への理解を深めることは、必要であると考えております。高い人権意識を持った職員の育成など、具体的な取り組みに関しては、それぞれの施策の方向に基づき着実に進めるよう、市に働き掛けてまいります。

■「中間報告」へのご意見及び審議会の考え方 一覧(パブリックコメント)

	分類	ご意見等	審議会の考え方 (案)
7	第4章 基本目標2	中間報告に記載のあるとおり、幼いころからの教育にしっかり目を向ける必要がある。子どもは成人と違って、可塑性が高い。理想的といわれる考え方も、成人より容易に身に付けることができる。「幼いころからの教育」とは、義務教育ということになるが、「道徳」や「特別活動」の指導は形骸化している面があり、必ずしも当初の目的を達成しているとはいえない。この運動の「土台」を形成する上で、義務教育の果たす役割は大きい。基本目標の中で、義務教育のあり方について、もっと詳しく言及することが必要ではないか。	子どもの頃からの人権尊重や男女平等意識を育てる教育の重要性については認識しており、基本目標2の施策の方向①「子どもたちの人権尊重や男女平等の意識を育てる学校教育や、地域における学習機会の充実を図る」に掲げているところです。小学校では、男女平等が人権教育の大きな柱の一つとして、体系的に教育課程の中に組み込まれており、「道徳」や「特別活動」のほか、「総合的な学習の時間」や「各教科」での指導を通して、教育が行われていると報告を受けています。今後ともこうした取り組みを充実させていくよう、市に求めてまいります。
8	第4章 基本目標2	基本目標2の施策の方向①について、基本目標5で強調されている人権尊重の考え方を、男女平等の基礎になるものとして、子どもたちにしっかり身に付けさせることが大事だと考える。その上で、基本目標5に記されているように、身体的性差の理解、心身及び健康の正確な知識、女性の男性とは異なる健康上の問題を、男女共に理解する必要があり、男女共学の最も重要な目標と考える。公立高校の共学化が進められているが、このような目標に向けた教育が行われているか問われている。また、高校だけでなく、小・中学校においてもそのような教育の推進を求める。	子どもたちの人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の重要性は認識しており、基本目標2の施策の方向①「子どもたちの人権尊重や男女平等の意識を育てる学校教育や、地域における学習機会の充実を図る」に掲げているところです。学校教育のほか、家庭や地域においても教育の機会を提供するなど、この方向性に沿った取り組みを着実に進めていくよう、市に働き掛けてまいります。
9	第4章 基本目標2	まずは、「女性のための～」という言い方をやめるべきだ。「メディアの表現の改善」も必要ではないか。なぜ女性だけが、既婚、未婚、子供の有無を注目されるのか。「ママ○○」とか、「医師であり2児の母親でもある△△さん」などの表現を不快に感じている。	男女の固定的な概念にとらわれた表現の多さなど、メディアがもたらす影響も、男女共同参画社会の実現を大きく阻害する問題であると認識しており、基本目標2に明記してあります。施策の方向⑤「メディアにおける男女共同参画への理解を促進する」に沿った取り組みを着実に進めるよう、市に働き掛けてまいります。
10	第4章 基本目標2	ジェンダー論講座や防災ワークショップなど、市民の学習の機会がつけられて良かった。今後も継続をお願いします。市民活動への若者の参加も継続してほしいと思う。その若者とは一部の大学生だけなのか。来年は18歳から選挙権が得られる。若者の幅を持たせられないか。	市民の皆さまへの多様な学習機会の提供は、今後とも充実が必要であると考えており、基本目標2の施策の方向②「男女共同参画推進のための広報・啓発の充実を図る」及び③「男女共同参画に関する多様な学習機会を提供する」を掲げ、引き続き取り組みを進めることを市に働き掛けてまいります。若者への啓発については、重点課題②「男性・子ども・若者への啓発の推進」に掲げているほか、若者を含め多様な方々に地域活動に関わっていただくことの重要性については基本目標6に明記してあります。具体的な事業に関するご要望については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。
11	第4章 基本目標2	基本目標2において、重点課題や具体的な施策例では、今年度までは実施されていた市民活動の支援や若者の市民活動体験については触れられていない。具体的な施策例をみると、出前講座や市民との協働による男女共同推進イベント等が挙げられているだけで、自由な発想を持つ市民活動を応援する姿勢がみられず、これではいかにも市の思惑にかなったものだけが実施されることになるのではと危惧される。また、競争教育の中で育った若者たちが、学校では得にくい自由な発想や自主的活動を知る良い機会とされてきた若者に対する施策（若者の市民活動体験）は継続すべきと考える。	男女共同参画の推進に当たり、市民活動への支援や若者への啓発の重要性は認識しており、基本目標2及び基本目標6に明記しているところです。具体的な事業に関するご要望については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。
12	第4章 基本目標2	男女平等の観点で行われている市民活動は、積極的に共催を受け入れ、市民の「知る権利」を保障するように支援していただきたい。	基本目標2の重点課題①「男女共同参画に関わる様々な主体との連携による広報・啓発の強化及び学習機会の拡充」に含まれる内容と考えます。具体的な事業に関するご要望については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。

■「中間報告」へのご意見及び審議会の考え方 一覧(パブリックコメント)

	分類	ご意見等	審議会の考え方 (案)
13	第4章 基本目標3	子育ての当事者は、実子を育てる法律婚夫婦だけでなく、事実婚夫婦、ひとり親、同性カップル、里親など多様であることを明記してほしい。多様な生き方が尊重され、どのような生まれや育ちであっても、子どもが健やかに成長できるような取り組みが必要だ。ぜひ、多様な子育て当事者について、具体的な文言で盛り込んでいただきたい。	基本目標3は日本社会における長時間労働などを前提とする労働慣行や、女性が家事・育児・介護等を多く担いがちである実情を踏まえて、男女が共に仕事や家事・育児をバランスよく担えるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進することの重要性に主眼を置いてまとめております。具体的な施策を進める上で、ご指摘のような点を踏まえるよう、市に働き掛けてまいります。
14	第4章 基本目標3	基本目標2とも関連があると思うが、重点課題に関する具体的な施策例として「男性向けの家事・育児・介護参画キャンペーンの展開」が挙げられている。男性の家事・育児・介護参画には「当事者意識の醸成」が不可欠だ。家事・育児・介護を「自分事」として考える思考が身に付くプログラムが必要だ。	具体的な取り組みに関しては、施策の方向に沿って市が検討することになるため、ご意見として市に申し伝えます。
15	第4章 基本目標3	29ページ中段に「男女が互いに責任を分かち合う」とあるが、家事、育児、介護は女性の方が得意であったり、仕事面は男性の方が得意であったりと、性差によるそれぞれの得意分野を伸ばしながらのサポートが必要ではないかと感じる。男女共同参画においては、性差を生かした取り組みが不可欠だ。	男女共同参画の推進に向けては、性別にかかわらず、一人一人が自身の希望に応じて、職場や家庭、地域等あらゆる場において、個性や能力を発揮できる社会づくりを進めることが重要であると考えます。
16	第4章 基本目標3	施策の方向に「② 保育や子育て支援の充実を図る」「③ 高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る」とあるものの、重点課題としては「③ 保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開」しかなく、具体的な施策例でも子育て関連のものしか見当たらない。基本目標4でも述べられているように、介護離職はこれからますます問題になると思う。すべてを重点課題にできないことは分かるが、再考を願う。	重点課題は、それぞれの基本目標の中で、5年間の計画期間内に特に優先的・重点的に進めていく課題として、審議会が提案しているものです。介護に関する支援の重要性は認識しており、市が基本目標3の施策の方向③「高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る」に沿った具体的な取り組みを、各部局と連携して着実に進めていくよう求めてまいります。
17	第4章 基本目標3	乳幼児を持つ親への支援として、勤務時間と保育所の時間の整合性や、病児保育、子どもが病気になった時の職場での支援体制など、きめ細かい配慮が必要だ。	ワーク・ライフ・バランスの実現の観点からも、子育て世代への支援はますます重要性を増していると考えており、基本目標3の施策の方向②「保育や子育て支援の充実を図る」や、重点課題③「保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開」を掲げ、具体的な施策例としても提案しております。具体的な取り組みに関しては、施策の方向に沿って市が検討することになるため、ご意見として市に申し伝えます。
18	第4章 基本目標3	「せんだい保育室」制度の廃止により、閉鎖に追い込まれる保育所が出ているというニュースを見たが、待機児童の解消が実現していない仙台市では、一層の待機児童が出るのではと心配だ。国の保育制度に任せるだけでない、仙台市独自の保育所制度を模索してほしい。	ワーク・ライフ・バランスの実現の観点からも、保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開は不可欠と考えており、基本目標3の重点課題③「保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開」を提案しております。保育行政への具体的なご提案については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。
19	第4章 基本目標3	認可保育所の定員数は目標値を超えたが、仙台市の待機児童は解消されていないので、認可保育所を増やしてほしい。病児保育の実施箇所が全く増えないのは、実施する保育所への市の支援が足りないからではないか。企業に働き掛けるとともに、病児保育を実施する保育所を増やしてほしい。女性が輝く社会の実現は、仕事も家庭も両立できる環境整備が不可欠だ。女性の能力が社会に還元できるようにするために、個人の努力はもちろんだが、企業の理解と行政の役割が大事である。	「病児・病後児保育」は、市では医療機関で実施しているものです。ワーク・ライフ・バランスの実現の観点からも、保育サービスの拡充の重要性は認識しており、基本目標3の施策の方向②「保育や子育て支援の充実を図る」や、重点課題③「保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開」を掲げているところです。また、施策の方向④では「企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取り組みの啓発・促進を図る」を掲げており、市の権限と責任を踏まえつつ、取り組みを着実に進めるよう、市に働き掛けてまいります。

■「中間報告」へのご意見及び審議会の考え方 一覧(パブリックコメント)

	分類	ご意見等	審議会の考え方 (案)
20	第4章 基本目 標 3	学区内にマンションが多い小学校は、児童数が非常に多く、放課後児童クラブが希望者全員を受け入れられない状況と聞いている。施設、指導員の拡充が必要と思われる。	
21	第4章 基本目 標 3	小学4～6年生の放課後の居場所づくりは急務と思われる。放課後児童クラブの対象学年から外れ、下校後、両親が仕事で不在の家で一人で過ごす子どもたちは多い。児童館などで、子どもたちが魅力を感じ、心を育てる芸術・スポーツ・学習などを盛り込んだプログラムを提供し、放課後を豊かに過ごせるようにできればと思う。	ワーク・ライフ・バランスの実現の観点から、保育サービスの充実と並び、子どもたちの放課後等の安全な居場所づくりの重要性については認識しており、基本目標3の重点課題に関する具体的な施策例として提案しております。 具体的な事業に関するご要望については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。
22	第4章 基本目 標 3	基本目標3は、施策の方向も重点課題もそのとおりでと思うが、これらは市が率先してやれることであり、やってほしいことだ。具体的な施策例の中に、子どもたちの放課後の安全な居場所が挙げられているが、現在の児童館活動の中に学童保育(放課後児童クラブ)を混ぜ込むのは大変な問題があると思う。児童館内に学童保育を併設することは差し支えないと思うが、その場合、学童保育には家庭に代わるべき専用室を設けるべきと考える。学童保育と児童館活動は切り離し、それぞれの果たすべき役割を全うできるようにしてほしい。	ワーク・ライフ・バランスの実現に当たっては、まずは事業主としての市が率先して取り組むことが必要と考えており、基本目標3の重点課題①「市の職員のワーク・ライフ・バランスの推進」を掲げているところです。 児童館及び放課後児童クラブ事業への具体的なご要望については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。
23	第4章 基本目 標 3	「柔軟な働き方」は重要だと思う。忙しい人は忙しすぎて過労、暇な人は暇すぎて自分の無力に悩む。9～5時で働くことだけが仕事ではない。北欧のように短時間労働の管理職がいるのも良く、そのような柔軟性が必要だ。柔軟な働き方は、性別にかかわらずすべての人に必要。男性も女性も、能力があっても病気などで体力との折り合いがつかない人もいる。専門的な事は短時間でも成果があがる。	基本目標3の施策の方向④「企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取り組みの啓発・促進を図る」、⑤「男性中心型労働慣行の改革を推進する」などに含まれる内容と考えます。施策を進める上で、ご指摘の内容も参考にしながら、国等と連携して取り組んでいくよう、市に働き掛けてまいります。
24	第4章 基本目 標 3	「ワーク・ライフ・バランス」について、知っているのに実行する気がない企業が多い印象だ。週に働くのは40時間という考えや、定時という時間意識の周知こそが必要だ。一方、民間企業は余裕がなく、特に女性の場合、子どもを授かった人だけが優遇される不公平感があるのも現実だ。経営側が、多様な働き方について柔軟に対応していくことが必要だ。ブラック企業に対しては、より厳しい行政の介入を希望する。	基本目標3に明記したとおり、ワーク・ライフ・バランスの必要性への社会的な理解は進みつつあるものの、実現には多くの課題が残されているものと認識しております。市の権限と責任を踏まえつつ、国等と連携してその普及に取り組んでいくよう、市に働き掛けてまいります。
25	第4章 基本目 標 4	「介護離職」はこれからますます問題になると思う。昨年の「女性と防災せんだいフォーラム」の際に、要介護者を抱えながら働いていた方が、震災直後は仕事と介護の狭間で気持ちが揺れたという話や、介護を仕事にしている人たちが発災時や直後にどういった問題があったかを聞いた。様々な視点から「就業継続」について考える必要があると思う。	家族の介護や看護を理由とした離職の問題については、深刻さを認識しており、基本目標4の重点課題に関する具体的な施策例として提案しているところです。具体的な取り組みを各部署と連携して着実に進めていくよう、市に求めてまいります。
26	第4章 基本目 標 4	子育てや介護で離職した男女を復職させる社会の仕組みを整えることが急務だ。家庭生活を経験したからこそ得られる市民感覚が生かせるポジションが、社会に用意されるメリットは、行政にとっても大きいと感じる。	多様な背景を持つ方が活躍できる社会の実現は、男女共同参画の視点からも重要であり、再就職や起業等の就労支援を、基本目標4の重点課題に関する具体的な施策例として提案しているところです。関係機関と連携して着実に取り組んでいくよう、市に求めてまいります。

■「中間報告」へのご意見及び審議会の考え方 一覧(パブリックコメント)

	分類	ご意見等	審議会の考え方 (案)
27	第4章 基本目標 4	重点課題に「②女性の就労継続や、起業など多様な働き方への支援」とあるが、具体的な施策例としては、「子育て・介護等による離職者の再就職、起業等の就労支援」しかない。離職の前に、まず就労継続のために何ができるか。重点課題に「③ 経済団体や関係団体、行政等の連携・協力による取り組みの強化」とあるので、ぜひ、この観点からの具体化をお願いする。	女性が希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりが必要であり、重点課題に対する具体的な施策例として挙げた「働く女性のネットワークづくり」「企業における女性人材育成に係る支援」なども、こうしたことに資する施策と考えております。施策の推進に当たっては、ご指摘のとおり、経済団体や関係行政機関との連携が不可欠となりますので、審議会としても市に働き掛けてまいります。
28	第4章 基本目標 4	働く女性の「活躍」とはどんなことを指しているのか不明だが、誰もが生き生きと働くためには、全ての人々が人権を認められ、尊重され、安心して生活できることが大前提だ。若者に安定した仕事を保障せずに、確かな勤労観や職業観を持つというのは無理な話だ。基本目標4に示された施策の方向、重点課題、具体的な施策例を実行するためには、何よりもまず、市が率先して、市が雇用する労働者に平等待遇をすることが必要だと思う。市が模範を示してこそ、宮城県・労働局・企業等に対する働き掛けも実効性を持つと思う。	あらゆる人々の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりは、男女共同参画せんだいプラン全体を通して目指している方向性であると考えます。市の職員の待遇については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。
29	第4章 基本目標 5	女性に対する暴力を全て予防することは不可能。女性自身が若い頃から人権意識をしっかりと育み、エンパワーメントしていくことが、その被害を小さくしていくことにつながる。「安心・自信・自由」の権利をすべての子どもに身に付けさせることを目標としている、とあるNPO法人の活動は、女性のみならず、地域をも明るくエンパワーしていく力も持っているため、活用を検討いただきたい。	重大な人権侵害である暴力の予防や根絶に向けた教育や啓発の拡充の重要性は認識しており、基本目標5の施策の方向や重点課題として明記しております。また、暴力は、被害者になることが多い女性自身の意識や力のみで解決すべきものではなく、社会全体で取り組むべき課題であると考えます。具体的な事業に関するご要望については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。
30	第4章 基本目標 5	DVについて、被害者の救済は大事だが、それ以上に加害者への介入が必要だ。事件が起きてからでは遅い。適切な医療の介入や、警察の介入が被害者を守るために必要だ。加害者へのカウンセリング、指導治療、場合によっては強制的に隔離・治療が必要だ。	DVの加害者更生については、社会全体でさらに議論を深めていく必要があると考えており、基本目標5に明記をしたところです。
31	第4章 基本目標 5	全ての人々の基本的人権の尊重こそが、男女平等の基礎だと考える。その考えがすべての人に受け入れられ、実行されたとき、DVも根絶できるだろう。その基盤の一つとして、すべての人が安心して生き生きと働き、生活を営めることがあり、そのためにも、就労に関する各施策が実施され、成果をあげることが望まれる。被害者回復の第一歩は、加害者から離れて暮らすことだと考えるが、そのために必要なシェルターを市は設置していないと聞いている。相談に応えるだけでは救出できない。シェルターは、どこへも行けず泣き寝入りするしかない女性を救出する上で欠かせず、市は設置すべきと考える。	DV被害者の安全確保のために一時保護を要する場合、市は関係機関と連携し、適切な対応を行っていることを認識しております。新たな施設の設置など具体的な取り組みについては、その必要性も含め、市が検討することになりますが、一時保護に至るまでの間や、一時保護後の自立に向けた準備期間にある被害者の安全な居所については、審議会としても必要性を認識しており、今後検討を進めることを基本目標5に明記し、提案しております。

■「中間報告」へのご意見及び審議会の考え方 一覧(パブリックコメント)

分類	ご意見等	審議会の考え方 (案)
32 第4章 基本目 標 5	<p>禁煙と、受動喫煙の危害防止は極めて重要だ。女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたい。生涯を通じた男女の健康支援に当たり、無煙環境支援の強調をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦や若い女性、若い母親の喫煙率は、厚労省やJ Tが公表する喫煙率以上に高いようだ。実態把握とともに、零目標への対策が極めて重要である。少なくとも妊婦の喫煙制限について、法的・条例的対策が検討されても良いのでは。 ・幼少期・思春期からの喫煙と受動喫煙の危害についての教育に加え、保護者等(父・母・同居家族)への禁煙促進の働き掛けや、啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれる。 ・特定健診やがん検診等の対象は40歳以上だが、20歳前～30歳代、未成年者への禁煙サポートに重点を置いた取り組みが求められる。 ・禁煙治療の保険適用は喫煙指数200以上などの制約があり、若い世代は適用外になるなど禁煙サポート上不備となっている。制約撤廃を厚労省・中医協に要請していただきたい。 ・公共性の高い施設(飲食店を含む)だけでなく、家庭内やマイカーも全面禁煙とする条例制定・法制定が必要。 ・厚生労働省の保健医療ビジョン2035に掲げられた「たばこフリー」社会の実現や、2015/12/22に決定された「がん対策加速化プラン」と連携した取り組みの実施をお願いしたい。 	<p>喫煙及び受動喫煙による健康被害は、社会的課題と考えますが、具体的な施策へのご提案については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。</p>
33 第4章 基本目 標 6	<p>性的マイノリティーに関する文言が入ったことがとても喜ばしい。現行プランの策定時(平成23年度)には、性的マイノリティーについては「男女共同参画の理念に含まれている」との見解だったが、その後、目立った施策の展開があったとはいえない。今回こうして明記され、具体的な施策が進むことを期待したい。</p>	<p>審議会といたしましても、具体的な取り組みの推進について、市に働き掛けてまいります。</p>
34 第4章 基本目 標 6	<p>性的少数者に触れた部分があり、とても良いと思う。性的少数者の状況は、社会では存在自体が可視化されていないことから未だ理解が進んでおらず、また、支援者が十分な知識を持っているか不明なため、困難にある人が社会資源にアクセスできず、困難をさらに深めている。理解を進めることと、困難にある人への対策の2点を明確に分け、いずれにも言及することが必要だ。</p>	<p>性的少数者への支援に向けては、まずは地域における理解の促進が必要であると考えており、市民全体に理解を広げる取り組みの推進について、市に働き掛けてまいります。</p>
35 第4章 基本目 標 6	<p>男性相談について検討していくとのことだが、性的マイノリティーについての相談窓口についても言及する必要がある。セクハラやDV、性被害などは、性的マイノリティーも抱える課題であり、相談窓口が無いことで、より多くの困難を抱えている。</p>	
36 第4章 基本目 標 6	<p>性的指向と性同一性障害が併記されていることに違和感があるほか、用語解説に性同一性障害のみがあり、より一般に知られていない性的指向が無いのはおかしい。性的少数者という包括的な表記をして、その中でマジョリティーも含めて、多様なセクシュアリティを詳細に解説すべきだ。</p>	<p>性的指向と性同一性障害を併記した表現については、国の「第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」を参考に検討したものです。用語解説については、ご意見のとおり「性的指向」を追記いたします。</p>
37 第4章 基本目 標 6	<p>基本理念として、セクシュアリティの多様性保障が謳われてしかるべき。文京区条例には「性別に起因する差別的な取扱い(性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。)」とあり、多摩市条例には「性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別」と併記されている。そのように記述した上で、「同様の社会構造により人権を侵害されがちな様々な課題についても…」というように、論理展開させてほしい。</p>	<p>男女共同参画せんだいプランは、平成15年に制定された仙台市男女共同参画推進条例に基づく計画であり、同条例の基本理念に基づき、プランのあり方を検討しております。審議会では、他都市での条例制定をきっかけとした社会的な関心の高まりや、多様な性への理解が進んでいない本市の状況を踏まえ、まずは、多様な性のあり方について、市民全体に理解を広げる取り組みの推進について提言したいと考えております。</p>

■「中間報告」へのご意見及び審議会の考え方 一覧(パブリックコメント)

	分類	ご意見等	審議会の考え方 (案)
38	第4章 基本目標6	基本目標6の施策の方向⑤には「性別や年齢、障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず多様な人々が支え合う地域づくりを推進する」とあるが、本文前半の男女を中心とした記載との矛盾を感じる。男女という枠組みにとらわれるのではなく、あらゆるセクシュアリティを持った人たちにも適用するような、もっと大きな視点に立って男女共同参画プランを考えていただけるとありがたい。	基本目標6の前半は、東日本大震災の被災地である本市が、重点的に取り組むべき事項として、女性や障害のある方等の平時からの防災・復興のまちづくりへの参画について、市に提言しているもので、後半と矛盾するものではないと考えます。あらゆる人の人権尊重の観点から、広い視点を持って計画を策定するよう、市に求めてまいります。
39	第4章 基本目標6	基本目標6の施策の方向⑤にあるダイバーシティに関する項目について、単にこうした多様な状況にある人がいるということにとどまらず、これらが複合的に重なり合って生活困窮などの困難を抱えるようになる人が多いことを踏まえ、生活困窮者自立支援法に謳うように、これらを包括的に支援していくと示すような表現が必要だ。市は、障害者差別禁止条例を検討中だが、女性障害者への言及があり、このように分野横断的な、縦割りを超えた施策がますます重要になる。複合的・重層的な課題に、関係する部署が連携した施策を積極的に展開していく、という記述を盛り込むようお願いしたい。	様々な困難を複合的に抱える方への支援の重要性については認識しており、とりわけ女性が困難な状況に陥りやすいことについては、基本目標6に明記しているところです。複合的な課題を全庁的な問題ととらえ、各部局が連携して当たるために、市長を本部長とする「仙台市男女共同参画推進本部」が中心となって施策を展開する現在の体制を、今後も継続するよう、第5章で提言しております。
40	第4章 基本目標6	仙台市内には、性的少数者や外国人、障がいを抱えている人など、生きづらさを抱えている人たちが多数いるはずなのに、そのような人たちの相談窓口が少なく、相談に対応できるスタッフも限られているのが現状だ。	様々な相談については、内容に応じて、市のそれぞれの担当部局が対応しているものと認識しております。相談対応の充実に向け、各部局と連携して着実に進めていくよう、市に求めてまいります。
41	第4章 基本目標6	性的少数者に関することをはじめ、理解が進まない課題については、男女共同参画基本計画を推進する仙台市職員、市議会議員、地域団体、経済団体などが、これらについて理解を深める必要がある。仙台市職員が率先して研修を受けることはもちろん、多様な主体が自分事として地域の課題を捉えている状況が必要であり、その文言を盛り込むべきだ。	性的少数者をはじめ、多様な方への理解を深めるための取り組みの必要性については認識しており、基本目標6に明記しているところです。市職員はもちろんのこと、市民全体に理解が広がるよう、取り組みの推進を市に働き掛けてまいります。
42	第4章 基本目標6	離婚の増加により、ひとり親家庭は母子家庭も父子家庭も増えている。最近父子家庭に対する児童扶養手当など、福祉サービスも拡充してきたようだが、まだまだ現状の問題には即していない。	誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けては、ひとり親家庭等生活上の困難を抱える方の支援の充実が必要であり、基本目標6の施策の方向⑥「貧困など困難を抱える方の安全で安定した生活と社会参加への支援」を掲げているところです。この方向性に沿って取り組みを着実に進めるよう、市に働き掛けてまいります。
43	第4章 基本目標6	ひとり親家庭の子どもたちへの支援は、子どもの貧困対策にも関連してくるが、特に放課後子供教室への参加を進めて、学習面の低下を防ぎ、心を豊かに育てる周囲の配慮が大切と思う。子どもたちが安全かつ安心して育つことが、親の安心につながると思われる。	
44	第4章 基本目標6	結婚するしないにかかわらず、また、家族の有無や形態にかかわらず、すべての人にとって生きやすい社会となるよう、単身者・未婚者に配慮する文言を具体的に盛り込んでいただきたい。	具体的な施策を進める上で、ご指摘のような点を踏まえるよう、市に働き掛けてまいります。
45	第4章 基本目標6	「スフィア基準」(人道憲章と人道対応に関する最低基準)について、世界では知られていても日本ではあまり知られていない。国際都市仙台では、ぜひこの基準についても検討を願いたい。	「スフィア基準」における人権尊重や多様性への配慮の視点は、基本目標6のベースとなるものと考えます。具体的な取り組みに関しては、市が検討することになりますが、施策を進める上でご指摘のような視点を踏まえるよう、市に働き掛けてまいります。
46	第5章	「仙台市の男女共同参画の拠点」として、エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の2館の機能がますます充実することを望む。	仙台市男女共同参画推進センターとして、エル・パーク仙台及びエル・ソーラ仙台の2館体制を維持し、男女共同参画推進施策を実施する拠点施設としての役割を引き続き担うことの必要性を、第5章に明示しているところです。

■「中間報告」へのご意見及び審議会の考え方 一覧(パブリックコメント)

	分類	ご意見等	審議会の考え方 (案)
47	その他	男女共同参画推進のための計画のあり方については、全体的に「女性」という言葉が多く、女性の側の視点から考えられた目標が多い印象を受けた。例えば、次期・男女共同参画せんだいプランの基本目標5「女性に対する暴力の根絶・生涯を通じた健康支援」では、近年女性から男性へのDVや、同性間のDVなども増えているのに、それらに関する明確な記載がない。	男女共同参画社会の実現に向けては、まず、旧来より続く男女の社会的地位や経済力の格差、女性への差別、固定的な性別役割分担意識などの社会的・構造的な問題が、重要な課題としてあります。そのため、男女共同参画推進のための計画は、女性の社会進出や地位向上といった、女性に主眼を置いた目標や施策を含みますが、基本的には、男女がその個性と人権を尊重し合い、性別に関わりなく、多様な生き方を自ら選択し、その能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すための計画です。暴力については、国や市の調査結果などから、被害者の多くは女性であり、被害も深刻であることが明らかとなっていることから、女性に対する暴力の根絶を最優先に取り組むことが重要と考えております。なお、様々なハラスメントについては、男女を問わず人格や尊厳を傷つける問題であることから、課題として基本目標5に明記しております。
48	その他	ある男性から「エル・パーク仙台は男女共同参画と言いながら、利用者や利用団体には女性が多く、言い方は悪いが女性センターのようで、男性が入りづらい雰囲気があり、非常に利用しづらい」との意見を耳にした。女性側からの意見を一方的に強調するのではなく、男性も女性もお互いを尊重し合い、自由に意見を言えるような場が自然に生まれるような空間であることが、男女共同参画推進センターの本来あるべき姿であるように感じる。	ご意見のとおり、男女共同参画推進センターは、男女共同参画に関する学習や市民の自主的な活動の拠点として、男女共に利用しやすい環境であることが望ましいと考えます。センターがこうした施設としての役割を果たせるよう、市に働き掛けてまいります。
49	その他	老若男女がつどい助け合うのが人間として当たり前のこと。それぞれに役割があるのに、それを取り上げて分断したのは、政治の失敗ではないか。男女参画のイベントに参加した事もあるが、参加者はほとんどが女性で、意味があるのか。男女参画というより、女性の困りごと相談室のような印象だ。	男女共同参画推進センターでは、女性のみを対象とした講座等もあることから、女性の利用者が多い傾向にあると思われまます。一方で、センターは、男女共同参画に関する学習や市民の自主的な活動の拠点として、男女共に利用しやすい環境であることが望ましいと考えますので、センターがこうした施設としての役割を果たせるよう、市に働き掛けてまいります。
50	その他	基本目標に「平和の実現」が無い。1991年の女性行動計画には盛り込まれているようだが、その後、市の男女共同参画の理念から「平和」が落ちているのはなぜか。エル・パーク仙台や市民活動サポートセンターでも、施設利用の報告の紙に印刷された活動分野の中に「平和」の項目がないのは不思議というほかない。「平和」は、基本的人権が尊重されない社会では実現できない。平和と友好、人権尊重、男女平等は一体のものと考えて。時の政策批判になることが多いので敬遠しているのかもしれないが、自治体は中央の下部機関ではないし、明治憲法下の地方制度ではない。自治体は政権から独立して、住民の福祉実現のための施策を実施する場である。市民が、平和実現のために自由に意見交換できる場を提供することは、自治体の大事な役割だと思う。住民の力で、男女共同参画の基礎である平和な日本をつくるために、市は男女共同参画プランを策定すべきではないか。	豊かな地域社会を築いていく上で、平和であることは大前提であり、男女共同参画社会の実現においても不可欠であると認識しております。平成3年策定の仙台市女性行動計画では、基本目標のひとつに「国際交流・平和」を掲げておりましたが、その後、男女共同参画に関する施策が多岐にわたっていく中で、市が地方公共団体として、地域の課題に即した具体的な施策を展開できるよう、よりイメージしやすい基本目標を掲げるとともに、明記する課題を整理してきたものと認識しております。
51	その他	P35の下から3行目に「～の安定に向けた支援と、戦争のない平和な社会の形成が必要です。」の文言を入れてほしい。平成3年～7年には、「平和」に触れた文言が文書に認められたが、今回は入っておらず、その理由が分からない。「憲法は国民の不断努力によって守られる」旨の文言が日本国憲法関連に記述されているのは、けだし名言だと感じる。国民の努力なしに平和は守れないと思う。	
52	その他	基本目標1に掲げられた「審議会における女性委員の登用率の向上」のおかげで、自分は市の審議会公募委員の立場を与えていただけたと感謝している。市政の力になりたいという思いは、主婦としての生活から育ててきた。政策・方針決定への参画を果たせた喜びは、何にも代えがたい。今後、一人でも多くの方が参画できるよう願ってやまない。この中間報告が、良い形で結実することを心から希望している。	市の審議会の公募委員として、市の政策や方針の決定過程で力を発揮していただいていることを、大変ありがたく、また、心強く存じます。女性のさらなる参画拡大のため、審議会といたしましても、市民の皆さまのご意見を踏まえ、答申をしっかりとまとめてまいります。

■「中間報告」へのご意見及び審議会の考え方 一覧(パブリックコメント)

	分類	ご意見等	審議会の考え方 (案)
53	その他	市民と行政をつなぐ町内会の連絡網を活用してほしい。どんな「パブコメ」があるのかなど、行政の情報を町内会に流してほしい。より活発な情報交換が可能になり、市民と行政がタイアップできる。	パブリック・コメントの実施については、市政だよりや市ホームページにおいて広報に努めておりますので、ご理解ください。
54	その他	人権施策課のない仙台市では、ダイバーシティは男女共同参画課で扱ってほしい課題だ。	市では、人権の内容により、所管する部署が分かれていると認識しております。市の組織や事務分掌についてのご提案については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。
55	その他	DVのみならず、高齢者の犯罪など、最近の社会問題の背景には人間関係の希薄さがあると思う。被災地の一番の課題は、地域コミュニティの再生との事だが、都市部においては、地域コミュニティなどづくりに崩壊している。地域コミュニティの再生や、町内会の新しい考え方などについて、行政で考えてほしい。	地域のつながりの中で、健やかに安心して暮らし続けることができる社会づくりは、仙台市全体の重要な課題であると認識しているところです。具体的な施策のご提案については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。
56	その他	公共施設使用料の値上げが提案されているとのこと。私たちボランティア活動を行っている身には大変厳しい問題だ。善処を望んでやみません。	ご意見は、市が別途実施している「市民利用施設の使用料見直しに関する基本的な考え方」についてのパブリックコメントへのご意見であると思っておりますので、市に申し伝えます。
57	その他	学校での家庭科や道徳の時間を増やさなければと思う。若者への啓発の推進も必要なので、大学・高校・施設にもっと知らせる。 家庭に戻るのが難しい人々には、これまでの「施し」のスタイルから、「共働」のカフェやワーキングの場の提供へ。畑やカフェで共働させて、住まいを持たせることが、自立につながる。 子どもたちの「居場所」としては、図書館だけでなく、何かボランティアをさせてはどうか。子どもは簡単な弁当作りでも喜ぶ。弁当が簡単なら、親も助かる。	具体的な施策のご提案については、審議会としてお答えできるものではないため、ご意見として市に申し伝えます。